

令和5年5月2日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

令和5年5月8日以降の市立小中学校における教育活動等について（お知らせ）

日頃より本市の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止に対しましてご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することを受け、本市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応を以下のとおりとしますので、改めてお知らせします。

なお、これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合があります。

1 基本的な対応について

- ・ マスクの着用は求めないことを基本とします。
- ・ 学校では、常時換気を基本とした換気を実施し、適切な換気を確保します。
- ・ こまめな手洗いや咳エチケットを指導します。

2 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策

- ・ 毎朝、お子様の健康状態の確認をお願いします。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、学校に連絡をした上で、症状がなくなるまで、自宅で休養させてください。
- ・ ハンカチやタオル等は2枚以上用意し、特に給食等の際の手洗い時には、清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。
- ・ 学校では、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものをさわったときなどに、こまめに手洗いを行うよう指導をします。
- ・ 咳やくしゃみの際には、「咳エチケット」を行うよう、児童生徒に指導します。
※咳エチケット・・・咳・くしゃみをする際に、他者に感染させないために、マスクやハンカチ・ティッシュ等で口や鼻を覆うこと。

(2) 感染が判明した場合の対応について

- ・ お子様の陽性が判明した場合には、速やかに学校にご連絡ください。なお、お子様の陽性が休日に判明した場合は、平日に学校へご連絡ください。

【出席停止の期間】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※国により、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されております。

- ・ 濃厚接触者の特定は行われませんので、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合も、お子様の感染が確認されていない場合は、出席停止の対象にはなりません。
- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、感染拡大防止のため、学級、学年または全校で臨時休業を実施する場合があります。
 ※学級閉鎖及び学年閉鎖中は、該当学級や該当学年の児童は、児童コミュニティクラブの利用ができません。
 ※全校で臨時休業を行う場合は児童コミュニティクラブを閉所します。

3 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連し、感染やマスク着用の有無等による児童生徒へのいじめ、偏見、差別防止に向け、学校でも指導をしてまいります。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種のために学校を休む場合は、原則「欠席」扱いとなります。

担当課は 伊勢原市教育委員会
 学校教育課・教育指導課
 TEL 0463-94-4711 (代表)